

新会計基準解説

企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」等の概要

企業会計基準委員会専門研究員 山田正顕

1 はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2024年3月22日に、企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「本会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「本適用指針」という。また、以下合わせて「本会計基準等」という。）を公表¹した。本稿では、本会計基準等の概要を紹介する。

なお、本会計基準等は日本公認会計士協会から公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）にも影響するため、ASBJで検討の上、同協会に改正を依頼している。これを受けて、2024年5月27日に同協会より資本連結実務指針の改正²が公表されているため、併せてご確認いただきたい。

また、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

2 本会計基準等の公表の経緯

2022年12月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下「ディスクロージャーWG報告」という。）³において、四半期開示の見直しとして、上場企業について金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」すること及び開示義務が残る第2四半期報告書を半期報告書として提出することが示された。当該ディスクロージャーWG報告に沿って2023年3月に金融商品取引法等の一部を改正する法律案（以下「法律案」という。）が国会に提出され、2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）（以下「法律」という。）として成立し、これにより金融商品取引法（昭和23年法律第25号）が改正された（以下「改正後の金融商品取引法」という。）。ASBJは、法律案において施行日が2024年4月1日とされていたことから、法律案の成立を前に四半期報告書制度の見直しへの対応につい

1 本会計基準等の全文については、ASBJのウェブサイト（https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards/y2024/2024-0322.html）を参照のこと。

2 資本連結実務指針の改正については、日本公認会計士協会のウェブサイト（https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240527ruy.html）を参照のこと。

3 ディスクロージャーWG報告の全文については、金融庁のウェブサイト（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html）を参照のこと。